

文科省に聞く!

地域のニーズを把握し
地域や時代に応じた教育を

—これまでの連携施策の成果と課題は?

COC+や私立大学等改革総合支援事業によって、全国各地にプラットフォームが形成され、組織的な基盤はできました。ただ、支援終了後も精力的に活動しているところがある一方で、効果的な活用がなされず形式的な連携にとどまったり、支援終了とともに活動を止めたりしたところも少なくない聞いています。連携が生むメリットを十分に実感できなかったのかもしれませんが、恒常的な体制にまで至らなかったのかもしれませんが。今後は補助金による政策誘導だけでなく、各連携体がお金、人、データ等を出し合い、自分たちのために活動するフェーズに来ていると考えています。

—大学経営にとって連携のメリットとは?

何はさておき、教育・研究の充実でしょう。学修者本位の教育を行うためには時代に合わせて教育を変えていく必要があります。しかし、変化の激しい時代の中で、一大学でそれを実現するのは困難です。また、学外とのコミュニケーションや協働を通して、自学の強みに気づく大学は少なくありません。特色の強化が、自学の存在意義を際立たせ、人口減少時代の中で強い経営基盤をつくることにつながります。

—連携にあたってまずやるべきことは?

地域のニーズを把握することでしょう。従来型の地域連携は社会貢献の意味合いが強く、公開講座の提供、地域での実習や学生のボランティア派遣など、既存のリソースの一部を地域に“差し出す”ものが主でした。今後必要なのは社会実践、つまり、地域と同じ目線で共に課題に立ち向かい、教育・研究の成果

これからの連携事業で求められることは?

「社会貢献」から「社会実践」へと発想の転換を

文部科学省 高等教育局
高等教育企画課 高等教育政策室
室長補佐(併) 大学評価専門官
堀家健一

ほりいえけんいち ●2011年文部科学省入省、大臣官房政策課に着任。文化庁長官官房政策課、初等中等教育局初等中等教育企画課専門職などを経て、2020年より現職。



を使って具体的な変化を起こすことです。そのためには地域の事情を詳しく知る必要があります。

地域と共に創意工夫を行う 大学の取り組みを促すシステムづくり

—地域連携プラットフォームへの期待は?

まさに大学が地域のニーズを把握する場、情報やリソースを共有する場、課題やビジョンについて日常的に議論する場になってほしいと思っています。そのため、プラットフォームには大学だけでなく自治体や企業もぜひ参画していただきたい。大学と組むメリットを自治体や企業にも知ってもらうべく、「大学による地方創生の取組事例集」を作成しました。取り上げた約40の事例にはそれぞれ、自治体や企業向けに、大学の力を活用するためのヒントを付けています。また巻末に、国の支援制度について、文部科学省以外のもも含めて紹介するページを設けました。

—大学等連携推進法人への期待は?

教育の充実です。自学にない科目を他大学と共有し合えば、小規模な地方大学でも複合的な学びを提供できます。教養科目も拡充できるほか、例えば、極端な話ですが芸術系と福祉系の大学が組み、芸術の力で地域高齢者の生活の質を高めるといった展開も考えられるでしょう。プラットフォームで自治体、産業界と議論をすれば、互いの特色を生かした地域課題解消の取り組みを設計しやすくなります。

—今後の大学に望むことは?

コロナの影響でテレワークが普及し、ビジネスには地方分散の風が吹いています。高校生の地元志向が強くなった今は、大学にとって、地方創生の中核を担うチャンスではないでしょうか。地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人は、その実現のためのツールとなり得ます。また、厳しい経営環境の中でも他大学と力を出し合うことで、充実した教育・研究を持続しやすくなります。国の意向を受けてではなく、大学自らが創意工夫を凝らして学修者本位の取り組みを進めることを後押しするためのさまざまなシステムづくりを、今後も行っていきます。



(左) 地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html
(右) 大学による地方創生の取組事例集
https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/chihoujirei.html

文科省の連携施策

【図表1】「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」のポイント

体制	運営	何をするか
<ul style="list-style-type: none"> □ 地域によって最適な単位を対象地域 □ 大学等、地方公共団体、産業界等が組織的に関与 □ 各トップだけでなく、実行の中核となるミドル層、キーパーソンも参画 	<ul style="list-style-type: none"> □ 恒常的な運営体制の構築 □ コーディネート、事務局機能の運営への既存のネットワーク等の活用 □ 議論の場、企画立案、実行組織等の構成と役割を明確にした組織体制 □ 多様な財源を活用(参画組織からの会費、国等のPJ予算、企業版ふるさと納税等) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 共有する(例: 地域社会のビジョン、理解の促進/ 地域の現状・課題と将来予測等) □ 議論する(例: 共通の目標、方向性/ 行動計画、地域課題の解決策/ 地域の高等教育のグランドデザイン等) □ 実行する(例: 地域課題解決型の実践的な教育PJの提供/ 産業振興、イノベーションの創出/ 大学等の域内進学率や域内定着率の向上策/ 外国人留学生受入れや社会人向け教育プログラムの開発等)

*文部科学省「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」より編集部でまとめ

【図表2】地域連携におけるプラットフォームの意義

目的	社会貢献の一環	教育・研究の社会実践
具体的な取り組み	公開講座や学生のボランティア活動など	地域ニーズに合った人材育成や地域課題を解決する研究活動など
体制	<p>各自で課題解決に取り組む</p>	<p>産官学が一体的に課題解決に取り組む</p>

*文部科学省「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」や取材内容を参考に編集部で作成

**「地域課題に一体的に取り組む
地域連携プラットフォーム」**

大学分科会で指摘された
地域連携の課題

「グラウンドデザイン答申」に基づき文科省が提言する、地域課題解決のための連携モデルである「地域連携プラットフォーム」とある。「大学等連携推進法人」は同省ではさらなる各地での構築を促すべく、構築・運用の手引きとして前年10月に「ガイドライン」を策定した【図表1】。

策定に向けての議論が行われた中教審・大学分科会では、「地域の総合計画や将来像に大学への言及がほぼない」「多くの自治体に大学を所管する部署がない。データも収集されておらず、地域における高等教育の役割は自治体に認識されていないに等しい」といった課題が指摘された。これらをもまえガイドラインは、提言の背景、構築の意義から、準備・運営体制や取り組み内容とそれらの例、各地域での議論の基となるデータ集(参考資料)まで収録。策定の通

知は大学のほか、全国自治体の首長や各種経済団体にも送られた。

連携が大学にもたらす
経営面のメリット

地域連携プラットフォームの意義は、「各主体が個別に取り組んでいた地域課題に対して一体的に取り組める」ことにある。そのため大学は、従来の公開講座をはじめとした「地域貢献型」の連携ではなく、地域のニーズに対して教育・研究を「社会実践」につなげる連携へと発想の転換が求められる【図表2】。このような形で連携活動は、大学の経営面でもメリットがある。

分科会で好事例とされた「めぶく。プラットフォーム前橋」は、大学のあるまちづくりを強く意識した前橋市が形成を主導。市、商工会議所、参加6大学が、学生の転出超過などの「課題」を、まちや人学生を幸せにする「目的」を共有している。大学には、取り組みを市の媒体で広報してもらえたり、6大学合同で説明会を開催できたりと多くの利点が生まれている。

CASE STUDY

「大学アライアンスやまなし」に聞く!

win-winの関係を構築し 学生ファーストの連携をめざす

—大学間連携をめざした背景は?

本学(山梨大学)と山梨県立大学が設立した「一般社団法人大学アライアンスやまなし」は、全国初の、また現時点で唯一の大学等連携推進法人です。連携をめざした背景には、大学に対する期待の拡大、特に教育内容の多様化への期待があります。予算の増加が望めない状況で、複雑化する社会ニーズへの対応や、データサイエンス教育の充実などの要請に単独で応えるのは難しいと考えています。

連携先は、地域貢献という同じ目的を持ち、分野を補完し合ってwin-winの関係を築きやすく、距離や規模感も近いことから、山梨県立大学が最適だと結論に至り、両者での協議をスタートしました。

—なぜ大学等連携推進法人制度の利用を?

両大学の独立性を維持しつつ、ガバナンスを効かせて教育研究の強化が図れるからです。連携では、学生にメリットがある「学生ファーストの連携」、お互いにwin-winになる「対等な関係」を重視しています。法人格を有するため意思決定プロセスが明確で裏付けとなる予算も持てる点や、教学上の特例措置を受けられる点、統合ではないので両者の文化を尊重した連携が可能な点などを評価して利用を決めました。

—法人設立までの準備期間は?

大学職員にとって一般社団法人の設立は未知の仕事で、大学の業務と並行するのは容易ではありませんでした。それでも両大学の執行部が危機感を共有して取り組んだことにより、準備委員会発足から半年で設立できました。連携事業の実績を積み重ねる中、本年2月に国の制度が整い、3月10日に申請、同月29日に認定を受けました。

連携開設科目を53科目開講 今後も特例措置を積極的に活用

—連携開設科目の設置状況は?

本年は教養科目を中心に、本学からは38科目を、

両大学のカラーを残しつつ、 共に環境変化に対応するため 大学等連携推進法人制度を利用した理由は?

(一社)大学アライアンス
やまなし事務局長

山田 徹

やまだとある●1983年山梨医科大学(現山梨大学)採用。産学官連携・研究推進部課長、医学部事務部長、学長補佐などを経て、2021年より地域人材養成センター副センター長、地域大学連携推進室長。(一社)大学アライアンスやまなし事務局長を兼務。



県立大学からは15科目を出し合う形で開始しています【図表4】。科目の構成には両大学の要望が反映されており、本学からは人文社会学系を、県立大学からは理系、健康科学系の要望を双方に出しています。相手方の大学の科目は主にオンラインで受講しており、本年度は両大学で延べ1787人の学生が前期の連携開設科目を履修しています。

—両大学で重なる分野での連携状況は?

重複しているのは、幼児教育と看護の2分野です。これらの分野では、互いにリソースを提供し合い、それぞれの課程の価値をより高める活動に取り組んでいます。例えば本学のキャンパスには県の教育委員会が前年10月に開設した「やまなし幼児教育センター」があります。この施設の運営に県立大学と共に協力して当たり、研修や研究を協働で進めています。また看護分野では、各々の強みや特色を考慮して、専門科目の相互提供や共同開設などに取り組んでいきます。

—今後の展望は?

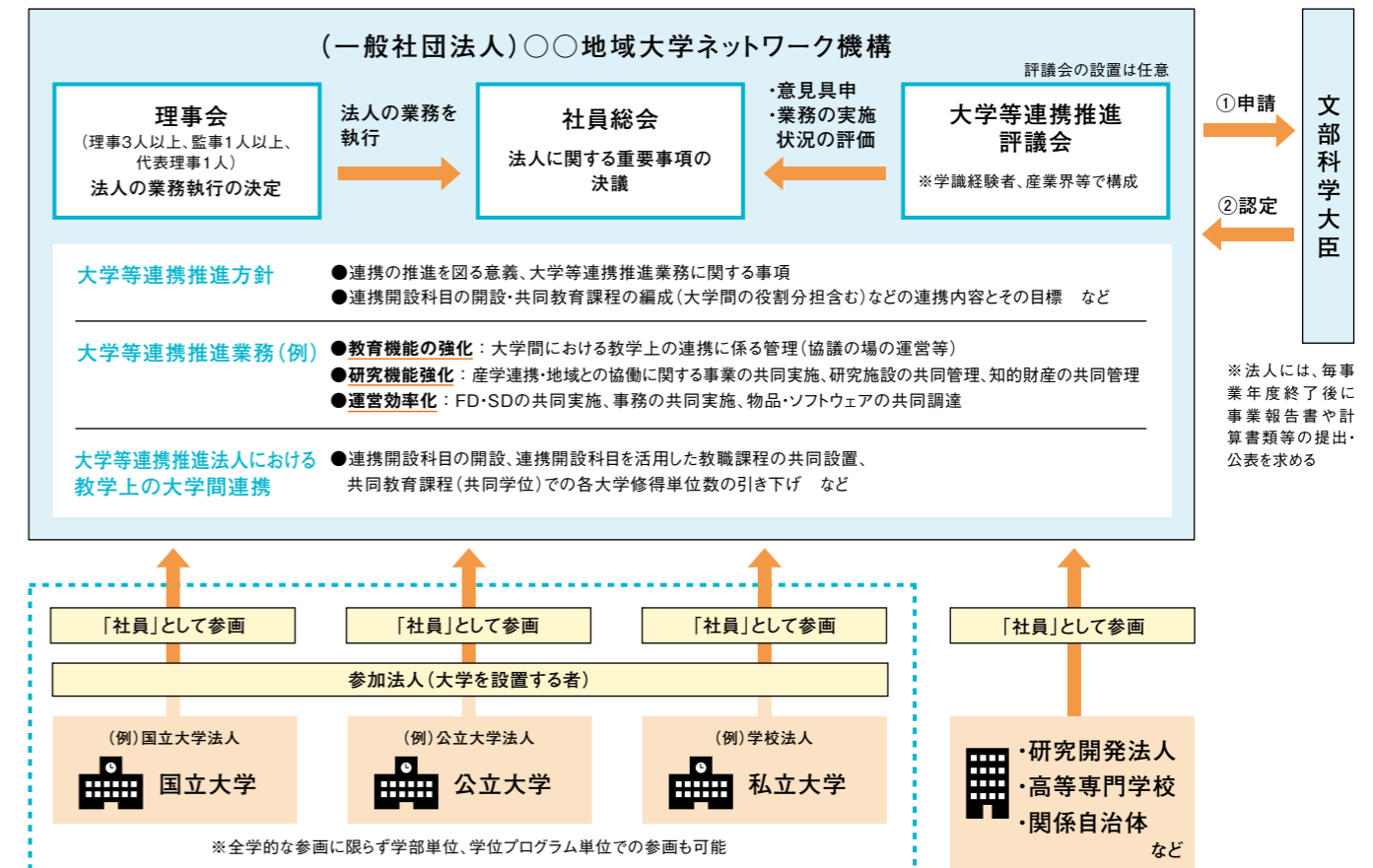
運営体制が確立し、連携開設科目の履修も順調にスタートしました。今後は教学上の特例措置の活用視点に移して、一歩進んだ議論をしていきます。6つのワーキンググループ(教養教育、看護教育、幼児教育、教職課程、社会科学・地域貢献、管理運営)において、それぞれ新たな連携事業を検討しているところです。

他大学に対しても門戸は開きますが、まずは本制度の先駆者として2大学で実績を積み重ねることに力を入れます。制度の認定を受けた法人がメリットを感じられる先例を築くことが、後に続く大学を生むものと考えています。

【図表4】山梨大学と山梨県立大学の連携開設科目の一例

山梨大学	山梨県立大学
「医療の最先端」「人体の生命科学」「ワインと宝石」 「データサイエンス入門」「自然災害と都市防災」など38科目	「人間と文化」「生と幸福」「社会と法」「災害支援」 「生活環境論」「人間と芸術—文学」「国際協力」など15科目

【図表3】大学等連携推進法人制度の概要



*文部科学省資料より

また、大学等連携推進法人として認定されると、「教学上の特例措置」が適用される。その1つ目が「連携開設科目」。法人に参画する他大学の授業科目を「自ら開設した科目」と見なし、30単位を上限に卒業要件単位として認める措置だ。通常は、卒業に必要な科目は全て自学で開設することが原則で、他大学と単位互換を行う際も、同等の科目が自学になければならない。しかし、連携開設科目はその必要がなく、純粋に科目のバリエーションを相互補完により

豊かな学びの実現へ
「教学上の特例措置」で
プラットフォームと並ぶもう一つの連携の枠組みが「大学等連携推進法人」だ。これを活用すると、①国公立の枠組みを越えて、②人的・物的リソースを共有し、③教育研究機能の強化や大学運営の効率化を推進することができ、④「図表3」。法人格を有するガバナンスの効いた連携を、各法人の独立性を維持したまま推進できる点

増やせる。多様な科目が必要な教養教育や教職課程、語学学修等、また新たに科目開設が求められているデータサイエンス教育等での活用が期待される。

特例措置の2つ目は共同教育課程の規制緩和。2大学が一つの教育プログラムを運営する際、通常は両大学の科目を最低31単位(医・歯学部は32単位)ずつ履修しなければならぬが、これを最低20単位まで引き下げることができる。ちなみにこれらの特例措置は、大学等連携推進法人だけでなく、同一法人内で緊密な連携が確保されている大学間にも適用される。

なおこれら特例措置による教育の質の低下を防ぐため、法人に参画する大学は、「教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等」を届け出ることとなっている。連携開設科目の設置にあたっては「教職課程管理(大学間で授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場)を構築する」「科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報を公表する」等の義務がある。

教育・研究の機能強化を図る 「大学等連携推進法人」制度

※法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を求める